

軒丸瓦の瓦当紋様と製作技法の伝播 —飛騨国をターミナルとした白鳳期の地域間交流—

北 村 圭 弘

1. はじめに

古代瓦の研究から歴史を読み解こうとするとき、まずは軒丸瓦の瓦当紋様の系譜を追究することが多い。しかしそればかりでなく、あわせて製作技法の系譜を追究することさらに豊かな歴史像を描くことができる。本稿では東近江市瓦屋寺所蔵軒丸瓦の調査を直接の契機として、この課題に取り組み、7世紀第4四半期を中心とする飛騨国をターミナルとした地域間交流を明らかにする。

瓦屋寺所蔵軒丸瓦の瓦当紋様は特異である。特異な瓦当紋様とは他に類例がないか、きわめて限られた類例しかないことの説明である。類例がないとは、そうした判断をした人の知見の及ぶ範囲内にそのモデルが見あたらないことをいう。モデルがみあたらない理由はその人の知識量はともかくとして、一つはその瓦当紋様の製作者がモデルを理解せずに模倣したため、もとになったモデルがなにかわからないほどに変化してしまった場合がある。それでもう一つは瓦当紋様の製作者がその時に入手し得たいくつかの素材情報を組み合わせるなどして新たに瓦当紋様を創作したため、もとになったモデルに想像が及ばなくなってしまった場合がある。前者は消極的な変化（退化）である。後者は積極的な変化（オリジナル化）、つまりデザイン力のある仏師や画師などが直接かかわった創作といえる。瓦屋寺所蔵軒丸瓦の瓦当紋様は出来映えがよい後者にあたる。

こうした瓦当紋様の系譜を追究するとき、オリジナルな瓦当紋様を生み出したいいくつかの素材情報を、製作者がどこで入手したか、その場所を特定しておく必要がある。手掛かりは製作技法にある。瓦屋寺所蔵軒丸瓦は類例が少ない縦置型一本作りで作られている。しかもそれには近江国にはみあたらない特徴がある。瓦屋寺所蔵軒丸瓦は瓦当紋様の系譜と製作技法の系譜とをあわせて追究することで飛騨国とのかかわりが推定できる。

しかしながら、瓦屋寺所蔵軒丸瓦が飛騨にかかわるとしても、圧倒的な仏教文化の集積は畿内にある。その一環としての伽藍造営技術、その一分野としての瓦作りも畿内周辺での集積が圧倒的に重厚である。軒丸瓦の縦置型一本作りについても近江の南滋賀廃寺が本場である。ここでは瓦屋寺所蔵軒丸瓦にかかわるこうした瓦当紋様や製作技法がどのようにして飛騨に集積し、飛騨をターミナルとして畿内へ戻る一方、さらに東国へと伝播していくかについて明らかにする。

そして最後に、古代瓦の研究から明らかになった7世紀第4四半期を中心とした地域間交流から、律令制下飛騨国（「貢匠丁の国」という特殊な位置づけ、つまり賦役令斐

陀国条が成立した歴史的背景を読み解きたいと考える。

2. 瓦屋寺所蔵軒丸瓦

(1) 瓦屋寺の略史 瓦屋寺は東近江市建部瓦屋寺町地先の箕作山山中にある。石崎山瓦屋禪寺といい、臨済宗妙心寺派である。本尊は平安時代後期（12世紀）作の木造千手觀音菩薩立像（重要文化財）であり（八日市市1985、P20～22）、天台宗時代の遺品という（平凡社1991、P726～727）。中世においても山中で栄えたらしいが⁽¹⁾、江戸時代初期には荒廃していた。正保2年（1645）12月8日付け雲居希膺書状（福原氏所蔵文書、大橋1928、P224～225所収）に「今度瓦屋寺再興之儀」とあることから、この頃に堂宇が復興され、それとともに天台宗から臨済宗妙心寺派に転じたらしい（平凡社1991、P726）。

ただし、享保19年（1734）成立の『近江輿地志略』によると（宇野1976、P851～852）、創建時の寺地は箕作山東麓の東近江市浜野町付近にあったとする。すなわち、聖德太子が摂津四天王寺を建立したとき箕作山の土を取って瓦を作った。「其土を取りし地を浜野沢」といい、「其地に一寺を建立し瓦屋寺と号し」たという。そして「浜野村」こそ「是古昔聖德太子瓦土を取給ふの地也」とする。

(2) 軒丸瓦の出土地 瓦屋寺所蔵軒丸瓦は昭和3年刊『近江神崎郡志稿』に拓本の掲載があり、「於瓦屋寺三門遺址発掘（瓦屋寺蔵）」と注記される（大橋1928、P226）。また昭和9年刊『滋賀県史蹟調査報告第6冊』には蒲生郡千僧供廃寺軒丸瓦（近江八幡市千僧供町）の類例として「八日市町浜野沢窯址出土と伝へらるゝ瓦屋寺所蔵のもの」と記される（柏倉1934、P30）。そして昭和12年刊『瓦屋寺誌』には「今から七十年ばかり以前に当山山麓、浜野沢の竈跡より発掘された」との具体的な記述がある（中野1937、P26）。

確かにこの軒丸瓦は焼きゆがんでいるので、窯跡から出土したと見ても違和感はない。箕作山東麓には時雨谷窯跡群や崩谷窯跡群があり、瓦屋寺瓦窯跡群と総称される（丸山1983、P430～442）。瓦屋寺所蔵軒丸瓦は慶応年間（1865～1868）頃に箕作山東麓の瓦屋寺瓦窯跡群付近から出土したということであろう。

a. 「浜野沢窯址」「浜野沢の竈跡」崩谷窯跡群南側付近

ただし、瓦屋寺所蔵軒丸瓦の瓦屋寺瓦窯跡群中の出土地としては、次の2箇所の候補地がある。ひとつは『滋賀県史蹟調査報告第6冊』『瓦屋寺誌』がいう「浜野沢窯址」「浜野沢の竈跡」である。明治時代初期の地籍図によると、崩谷窯跡群の南側にあたる浜野村の小字「里ノ裏」には沼があり、付近は湧水もある湿地帯であった（八日市市

1986、P44～46)。「浜野沢」という地名は知られないが、浜野村の沢（湿地帯）という意味ならば、おそらくこのあたりをさすのだろうが、現在この付近に窯跡は知られていない。「浜野沢窯址」とは上述の『近江輿地志略』採録の伝承にひかれたにすぎないのかもしれない。

b. 「瓦屋寺三門遺址」時雨谷窯跡群付近 瓦屋寺所蔵軒丸瓦の出土地のもうひとつの候補地は『近江神崎郡志稿』という「瓦屋寺三門遺址」である。瓦屋寺参道入口付近には、この軒丸瓦かどうかは別として、かつて瓦が出土したという伝承地がある⁽²⁾（北村2005、図9）。そして当該地の小字名は瓦屋寺町「カマエ」であり、この付近の集落を「門前村」という（大橋1928、P219）。そして「門前（かまえ、かどまえ）」は、実は「窯前（かままえ）」に由来すると伝承される（北村2005）。

この瓦出土伝承地の北側にあたる斜面地には時雨谷窯跡群があり、直下の山裾にはカマエ遺跡、山麓の平地には吉住池遺跡がある。いずれからも古代瓦は出土するが、瓦屋寺所蔵軒丸瓦の類例はない。そうとはいって、時雨谷窯跡群は瓦陶兼業窯跡とされ、川原寺式軒丸瓦片や7世紀第4四半期頃の須恵器が採集されている（丸山・大谷1979、丸山1983、P430～442、P684～685、北村2005）。瓦屋寺所蔵軒丸瓦はいちおう時雨谷窯跡群から出土した可能性が高いといえるだろう。

(3) 神崎郡か蒲生郡か 瓦屋寺の所在地は古代神崎郡神崎郷に比定される（足利1983、P358～359）。ただし、瓦屋寺は江戸時代の寺蔵文書等で「蒲生郡瓦屋寺」を自称している（延宝四年（1676）正月18日付け江州蒲生郡石崎山瓦屋寺再興幹縁之疏并叙ほか、大橋1928、P221～223所収、大桑・竹貫1986、P584～585所収）。現境内地にある盤石岩が神崎郡と蒲生郡の境界を示すと伝承され、「寺域は半分許もと蒲生郡に属したといふ」（大橋1928、P220）。しかし、箕作山山中のことでもあり、よくわからない。

(4) 特異な瓦当紋様 瓦屋寺所蔵軒丸瓦⁽³⁾は周縁（平縁）の四周に四つの忍冬紋を等分に配置する。主紋は十葉蓮華紋であり、蓮弁は花弁間に鎬のある間弁をのぞかせる肉厚の素弁である。圈線のある中房には周環のない蓮子を「1+6」に配置し、中房の周囲には歯車状表現の雄蕊帯がある。瓦当面径は18cmを測る。

類例に乏しい瓦当紋様であるが、辻本和美氏は蒲生郡千僧供廃寺軒丸瓦⁽⁴⁾、山背国久世郡平川廃寺（京都府城陽市平川）の軒丸瓦Fと同範とする（辻本2001、P284）。そして平川廃寺の壇越を高句麗系渡来氏族黃文連と推定したうえで、この特異な瓦当紋様は「黃文画師」（『日本書紀』推古天皇12年（628）9月条）が仏像彫刻などを参考として創作したと考えた（辻本2001）。また、小笠原好彦氏は辻本氏の研究に拠りつつ「千僧供廃寺も黃文連によって造営された可能性が少なくない」と考えた（小笠原2007、P81）。

(5) 近江にない縦置型一本作り 瓦屋寺所蔵軒丸瓦の瓦当

裏面には布目压痕がある。これは縦置型一本作りに由来する。内型にかぶせた布袋の痕跡である。内型には一木の杵状内型と側板連結模骨の桶状内型とがあり（表1）、前者が一般的である。また内型に布をかぶせる場合（有布）が圧倒的に多いが、布をかぶせない場合（無布、写真3）もある。そして布は一枚物の場合もあるが、通常は布袋であることが多い。

内型に一枚物の布をかぶせたとき（図4布D）、瓦当裏面に布目压痕Dがあらわれる。袋状の布をかぶせたときは、布袋の作り方によって瓦当裏面に布目压痕A～Cがあらわれる（写真1～2、図1瓦屋寺④拓本）。正倉院御物の研究を参考にすると（杉本2018）、布目压痕A～Cはそれぞれ表裏を反転させた布袋A～C（図4）の痕跡と考えられる。布目压痕CとDは区別しがたいが、内型に布を固定したことがわかる積極的な証拠⁽⁵⁾がない限り、布目压痕Cとしておく。

瓦屋寺所蔵軒丸瓦は布目压痕Cをもつ（図1瓦屋寺④拓本）。縦置型一本作りといえば、近江が本場である。南滋賀廃寺系列の川原寺式軒丸瓦（写真1～2、布目压痕A、B）と園城寺前身寺院跡の花弁紋縁複弁八葉蓮華紋軒丸瓦（写真3、無布）に縦置型一本作りが知られるものの、いずれにも布目压痕Cはない。そして千僧供廃寺軒丸瓦、平川廃寺軒丸瓦Fは接合式である（図1）。瓦屋寺所蔵軒丸瓦は布目压痕Cをもつ近江唯一の縦置型一本作りである。布目压痕Cは飛騨以東の東国に例があり、飛騨では寿楽寺廃寺軒丸瓦I～IVや三仏寺廃寺軒丸瓦等に認められる（岐阜県2002、P174～177、第84～177の711～718、高山市2003、P50～53、挿図52～53の2、4、5、8、13～15）。瓦屋寺所蔵軒丸瓦は縦置型一本作りの特徴から見て、飛騨国とのかかわりが推定できる。

(6) 年代の推定 辻本氏は平川廃寺軒丸瓦Fの瓦当紋様について「いわゆる百濟末期様式に位置づけられる」とし、その年代をおおむね7世紀第3四半期と考えた（辻本2001、P282）。ここで瓦屋寺所蔵軒丸瓦の製作技法に注目すると、縦置型一本作りの南滋賀廃寺系列の川原寺式軒丸瓦は670～680年代と推定できるから（北村2019、P2）、瓦屋寺所蔵軒丸瓦の年代もそれ以降となる。そして、上述の布目压痕Cがある飛騨寿楽寺廃寺軒丸瓦Iの系列下にある甲斐天狗沢瓦窯1号窯跡（瓦陶兼業）軒丸瓦aは出土した須恵器から遅くとも8世紀初頭以前の年代が与えられるので（斎藤1990、P88～92）、瓦屋寺所蔵軒丸瓦の年代もこれを下することはないとみられる。

他方、次章で述べる瓦当紋様の系譜に注目すると、河内野中寺の第2群軒丸瓦021が属する塔造営期は庚戌年（650年）を含み（羽曳野市1996、P18、25）、尾張元興寺軒丸瓦VIは7世紀第3四半期（名古屋市1994、P79）、寿楽寺廃寺軒丸瓦Vもそれとほぼ同時期と考えられている（梶山1997）、瓦屋寺所蔵軒丸瓦はこの年代を遡り得ないこと

になる。

以上より、瓦屋寺所蔵軒丸瓦の年代は7世紀第3四半期でも新しい時期から7世紀第4四半期頃と推定できる。

3. 瓦当紋様の創作と伝播

(1) 瓦屋寺所蔵軒丸瓦の素材情報 布目压痕Cをもつ縦置型一本作りに注目し、瓦屋寺所蔵軒丸瓦の特異な瓦当紋様の素材情報の諸要素を飛騨国に求めてみると、寿楽寺廃寺軒丸瓦Vと石橋廃寺と名張廃寺の同範軒丸瓦にそれを見いだすことができる。すなわち、周縁外区（平縁）の忍冬紋（図1の①）、中房まわりの歯車状表現の雄蕊帶および「1+6」の蓮子（図1の②）は寿楽寺廃寺軒丸瓦Vに認められる。そして素弁の花弁と鎧のある花弁状の間弁からなる特徴的な蓮弁（図1の③）は石橋廃寺と名張廃寺の同範軒丸瓦に認められる。

瓦屋寺所蔵軒丸瓦が布目压痕C（図1の④）をもつ縦置型一本作りであることをふまえると、この瓦当紋様は当時飛騨に集積していた情報をもとに創作され、近江、ついで山背にもたらされたと考えられる（図1）。

(2) 寿楽寺廃寺軒丸瓦Vと石橋廃寺ほか軒丸瓦の系譜

寿楽寺廃寺軒丸瓦Vは瓦屋寺所蔵軒丸瓦の瓦当紋様の創作にあたっての素材情報の一つであった。そしてその瓦当紋様は河内野中寺軒丸瓦021から尾張元興寺軒丸瓦VI（河内野中寺軒丸瓦021同範）を経て飛騨にもたらされたと考えられている（羽曳野市1986、梶山1997、上原1997）。

そしてもう一つの素材情報である石橋廃寺と名張廃寺の同範軒丸瓦についても、河内野中寺軒丸瓦005（河内西淋寺同範品）と瓦当紋様の特徴が一致する。しかも瓦当面に粘土板の糸切り痕が明瞭にのこるという製作技法の特徴も一致することから、その瓦当紋様は河内から飛騨にもたらされたと考えられる。

(3) 畿内から飛騨へ、飛騨から畿内へ 山背平川廃寺の壇越が黄文連であるかどうかはともかくとして、瓦屋寺所蔵軒丸瓦の瓦当紋様の創作者については、辻本氏が「黄文画師」の可能性はあるだろう。このことを認めたうえで、上述の考察を加えるなら、「黄文画師」は山背から飛騨に職能集団として赴き、そこで素材情報を得て帰路につき、職務を果たしつつ近江を経て山背に帰還したと考えられる。また、「黄文画師」とは限らないが、寿楽寺廃寺軒丸瓦V、および石橋廃寺と名張廃寺の同範軒丸瓦の瓦当紋様からは、こうした職能集団が河内から尾張を経て、あるいは河内から直接飛騨に至った事実が見えてくる。

なお、理由はわからないが、飛騨石橋廃寺と名張廃寺の同範軒丸瓦は丹波由良川河底採集軒丸瓦（難波田1974、P32、写真・実測図No65）と同範である。瓦当裏面を縄叩きするという製作技法の特徴も一致する。両者の深い関係がうかがえる。

4. 縦置型一本作りの伝播

(1) これまでの研究 白鳳期の縦置型一本作りは近江以外では、上述の如く飛騨以東の東国に類例がある。飛騨寿楽寺廃寺、信濃明科廃寺、甲斐天狗沢瓦窓跡の素弁蓮華紋軒丸瓦がそれである。この一群の軒丸瓦は瓦当紋様の基本構成（素紋縁にT字状の間弁をもつ素弁八葉蓮華紋）が近江衣川廃寺軒丸瓦NM01（接合式）と一致し、かつ白鳳期の縦置型一本作りは全国的に見ても近江の南滋賀廃寺系列の川原寺式軒丸瓦等にしか見られないことから⁽⁶⁾、近江国から飛騨国、信濃国、甲斐国の順に伝播としたとして注目されてきた（三好1984、P354～356、櫛原1990、P75～79、上原1997、P88～91）。とりわけ上原真人民はこの伝播が近江を起点とすることから、天智朝（670年前後）の出来事と推定している（上原1997、P90～91）。

(2) 山路直充氏の異論 そうしたなか山路直充氏が異論を唱えた（山路2004、2013）。山路氏は明科廃寺軒丸瓦第一型式第2類と寿楽寺廃寺軒丸瓦IIが同範であり⁽⁷⁾、かつ範傷の進行状況から信濃の前者が飛騨の後者に先行することを明らかにした。そのうえで明科廃寺軒丸瓦第一型式2類が重圈紋縁であるとして、その祖型を尾張元興寺の軒丸瓦IIIに求めた。この軒丸瓦IIIの瓦当紋様は上野上植木廃寺や陸奥郡山廃寺などに伝播したとみられることも考慮してのことであり、信濃明科廃寺等に特徴的な凹弁についても、尾張元興寺の軒丸瓦IIIを花弁の転写時に凹凸を取り違えて発生したと考えた。そして、縦置型一本作りの信濃明科廃寺への伝播ルートについては不明としつつ、信濃石川廃寺や上野上植木廃寺、上野国分寺との関係に注目している（山路2013、P269）。

しかしながら、飛騨寿楽寺廃寺には軒丸瓦IIとほぼ同じ紋様構成の軒丸瓦Iがある。縦置型一本作りである。調査報告書（岐阜県2002、P132）によると、出土点数は軒丸瓦Iが94点、明科廃寺同範の軒丸瓦IIは11点である。上原真人民の「絶対多数の論理」に従えば（上原1997、P73）、寿楽寺廃寺創建瓦は軒丸瓦Iである。軒丸瓦Iは軒丸瓦IIに先行すると考えられる。

軒丸瓦Iは素紋の平縁であり、衣川廃寺軒丸瓦NM01、NM02と一致する。小さな中房に「1+4」の蓮子を配するという特徴も衣川廃寺軒丸瓦NM01と一致する。そして、なにより特徴的な凹弁が、衣川廃寺軒丸瓦NM02においてすでに認められる。寿楽寺廃寺軒丸瓦Iの瓦当紋様は衣川廃寺のそれに系譜づけられる。

(3) 桶状内型の行基葺式丸瓦の伝播 衣川廃寺軒丸瓦NM01、NM02（接合式）の丸瓦部の凹面には桶状内型（側板連結模骨）痕がある。そして組み合う丸瓦Aは行基葺式で、凹面には同じく桶状内型痕がある（大津市2000、P31～32、P37、図版50の58、59）。寿楽寺廃寺、明科廃寺、天狗沢瓦窓跡の縦置型一本作り軒丸瓦は杵状内型を用いるが、組み合う行基葺式丸瓦には凹面に桶状内型痕がある

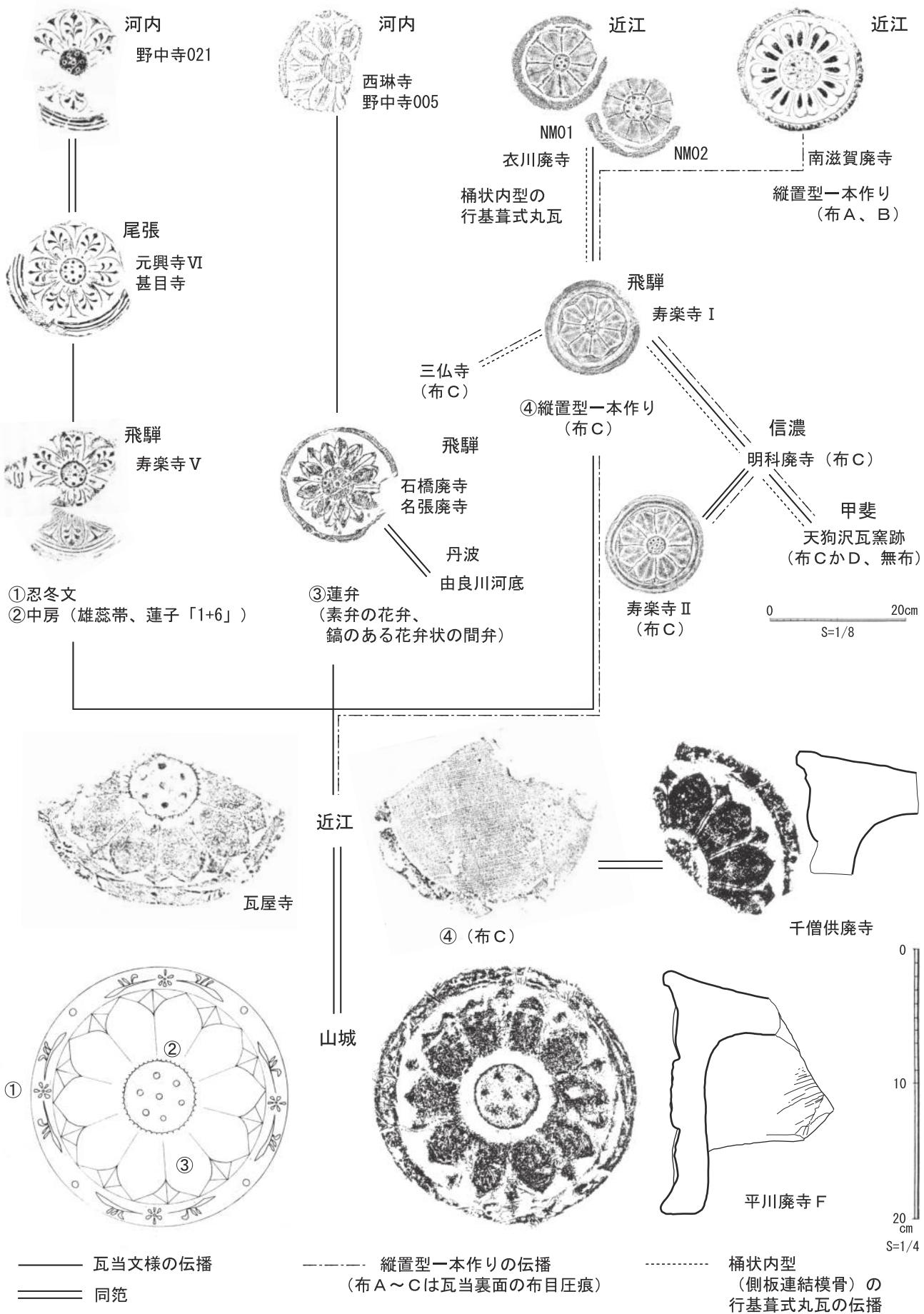


図1 縦置型一本作りと瓦当文様の伝播

軒丸瓦の瓦当紋様と製作技法の伝播（北村圭弘）

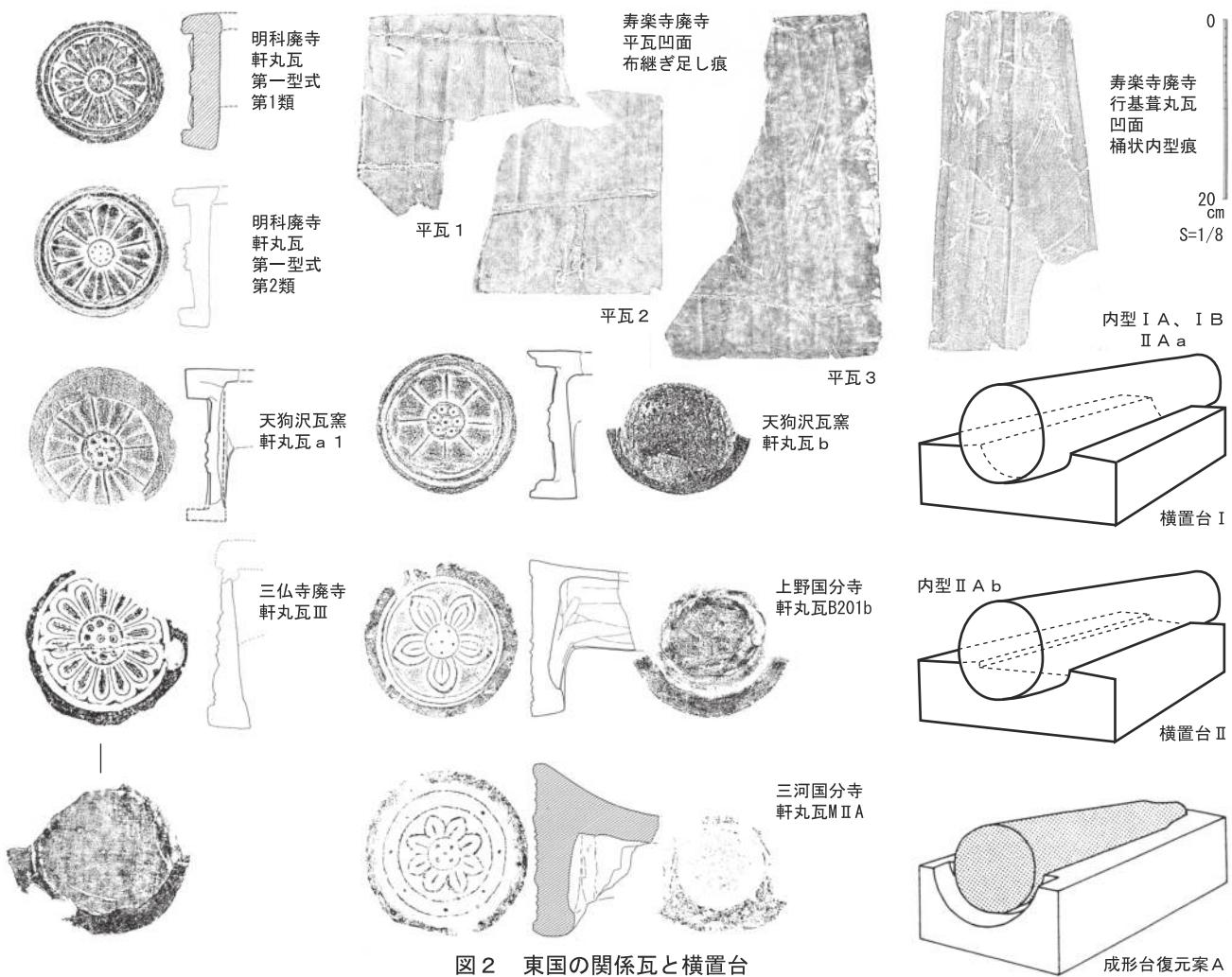


図2 東国の関係瓦と横置台

- 丹波
 ①由良川河底
 河内
 ②野中寺
 ③西淋寺
 山背
 ④平川廃寺
 近江
 ⑤南滋賀廃寺
 ⑥衣川廃寺
 ⑦千僧供廃寺
 ⑧瓦屋寺
 尾張
 ⑨甚目寺
 ⑩尾張元興寺
 飛騨
 ⑪寿楽寺
 ⑫名張廃寺
 ⑬石橋廃寺
 ⑭三仏寺
 信濃
 ⑮明科廃寺
 甲斐
 ⑯天狗沢瓦窯跡
 上野
 ⑰上野国分寺
 ⑱上植木廃寺
 ⑲鹿ノ川瓦窯跡

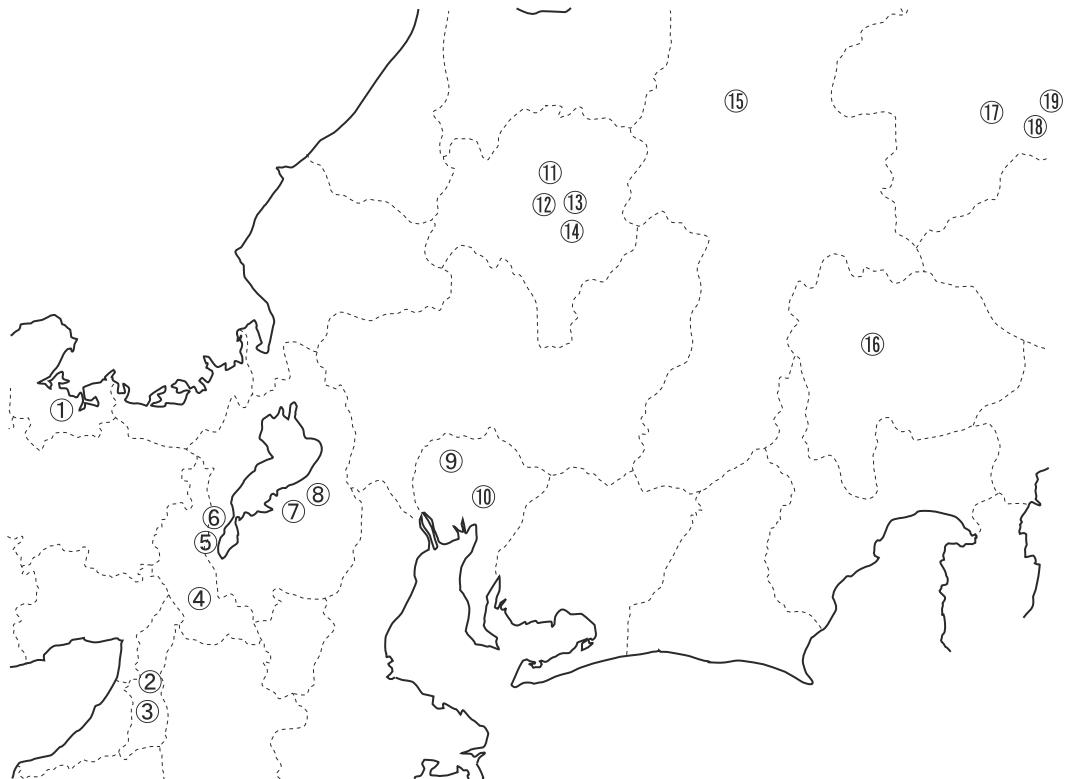


図3 関係遺跡の位置

(図3右上、岐阜県2002、P179～185、第89～85図733～738、741～747、751～756、明科町2000、P36第22図1、8、P39第25図31、敷島町1990、P40～41、第21～22図30～32、35、37)。

この四者は瓦当紋様ばかりでなく軒丸瓦の縦置型一本作りや、組み合う丸瓦の製作技法も含めて一致する要素が多い。そして、瓦当紋様は異なるものの、同じく縦置型一本作り軒丸瓦を出土する飛騨三仏寺廃寺にも桶状内型の行基葺式丸瓦が存在する(高山市2003、P57～58、挿図59～60の44、46～47)。

(4) 縦置型一本作りの伝播 「一条のすき間」は林博通氏が使いはじめた(林1975b、P52)。そして鈴木久男氏が成形痕をさす用語として使用した(鈴木1990、P192)。林氏は南滋賀廃寺系列の川原寺式軒丸瓦(榎木原瓦窯跡群出土軒丸瓦)の「一条のすき間」を次のように観察している。「瓦当部と丸瓦部の境目から1～2cm丸瓦部寄りに瓦当裏面に平行して一条の粘土のすき間がみられる。しかも、このすき間のみられるものすべてに、そのすき間に布目痕がくい込むような状態で認められるのである。」「中には布目痕が5～6mmも内方にくい込んでいるものもみられる」(林1975a、P3)。「一条のすき間」は図5に示した南滋賀廃寺系列の川原寺式軒丸瓦の製作工程②の布袋法に由来すると考えられる(北村2004b、P30)。上野上植木廃寺などの東国の縦置型一本作り軒丸瓦にはこうした「一条のすき間」がない。

寿楽寺廃寺の軒丸瓦Iと軒丸瓦II、明科廃寺軒丸瓦第一型式第2類の縦置型一本作りを較べると、そのちがいは「一条のすき間」に最も顕著に現れている。すなわち明科廃寺軒丸瓦第一型式第2類の一部には破面に「一条のすき間」をうかがわせる個体があるものの、明瞭ではない。また、これと同範の寿楽寺廃寺軒丸瓦IIについて三好清超氏は「一条のすき間は認められない」とする(三好2018、P71)。それに対して、寿楽寺廃寺の軒丸瓦Iには「一条のすき間」がきわめて明瞭に認められる(岐阜県2002、図版26の711)。南滋賀廃寺系列の川原寺式軒丸瓦のそれと同じであるといってよい。

(5) 瓦当裏面の布目圧痕 寿楽寺廃寺軒丸瓦Iは南滋賀廃寺系列の川原寺式軒丸瓦の製作工程を忠実に再現していると考えられる。しかしながら、瓦当裏面の布目圧痕は両者で異なる。南滋賀廃寺系列の川原寺式軒丸瓦には布目圧痕A、Bしか存在しないが(北村2004a)、寿楽寺廃寺の軒丸瓦Iは布目圧痕Cである(岐阜県2002、P174～175、第84～85図711～714、図版26の711)。

布目圧痕A、Bは布袋A、Bの表裏を反転した痕跡である。布目圧痕Cは布袋Cの表裏を反転した痕跡である。布目圧痕A～Cのちがいの本質は布袋を作る布幅にある。すなわち布袋Cは布袋A、Bの半幅の布で作ることができる。このことは寿楽寺廃寺では平瓦凹面に端縁平行の布の

継ぎ足し痕が目立つが(図3右上の平瓦1～3、岐阜県2002、P187、192、第97、102図762～763、782～784)、南滋賀廃寺ではそうした例が見られないことによって裏付けられる。

布の織幅は人の腰幅に規定されるので、幅35cm程度以上の布は、織機の前に2人並んで杼通したと推定されている(角山1968、P75～76)。飛騨では近江との地域差として、二人織りの布よりも一人織りの布が入手しやすかったということであろう。なお、布Dの布幅も布袋Cと同様に、布袋A、Bの半幅でよい。

(6) 近江から飛騨、飛騨から近江へ、飛騨から東国へ 近江衣川廃寺の瓦当紋様と南滋賀廃寺の縦置型一本作りは、まず飛騨寿楽寺廃寺軒丸瓦Iとして伝播した。次いで寿楽寺廃寺軒丸瓦Iは信濃明科廃寺に伝播し、軒丸瓦第一型式第2類を生み出したと考えられる。そして、明科廃寺では軒丸瓦第一型式第2類から第一型式第1類を派生しつつ、軒丸瓦第一型式第2類の範そのものは信濃から飛騨に戻る一方(寿楽寺廃寺軒丸瓦II)、甲斐天狗沢瓦窯跡に伝播して軒丸瓦a、bを生み出したと考えられる。

なお、縦置型一本作り軒丸瓦が瓦屋寺所蔵軒丸瓦として、飛騨から近江に伝播したことは上述のとおりである。

5. 縦置型一本作りの変容

(1) 近江の視点からの覚え書き 近江における縦置型一本作りは、天智朝において南滋賀廃寺に初現し同系列の川原寺式軒丸瓦として展開した。しかし近江国内での分布は滋賀郡を中心に3郡9遺跡にとどまる。そして、はやくも持統朝には接合式や嵌め込み式に収斂したと考えられる。近江国内での影響力は限定的である(北村2004ab、2019)。

一方、東国の縦置型一本作りは上述のとおり、天智朝以降7世紀第4四半期を中心として近江から飛騨、信濃、甲斐へと伝播した。そして8世紀第1四半期後半から中葉にかけて、上野上植木廃寺を起点として上野国南東部から武藏国北部、常陸国南東部にかけて縦置型一本作りが盛行する(高井2004、昼間2018、山路2018)。

近江から飛騨、信濃、甲斐へ、そして上野へというこのルートは、宝亀2年(771)から間もない頃とされる西大寺旧境内第25次調査出土木簡の「東翼道」ルート「近江 美濃 火太 信野 甲斐 上野 下野 常奥」と一致する。平川南氏によると、甲斐国は行政上は東海道に属するが、その国名の原義は東海道と東山道を結ぶ「交ひ」であり、両道の結節国であったがゆえに両道いずれにも属すると認識されたという。そして、平川氏は『古事記』『日本書紀』のヤマトタケルの東征伝承も参照して、甲斐—上野というルートが妥当であると主張する(平川2014、P103～112)。

しかしながら、縦置型一本作りの系譜については、近江を起点とする前者と、上野上植木廃寺を起点とする後者がどのように関連するのか、そもそも関連するのかどうか

表1 内型と布、布袋、
横置台の組み合わせ



桶状内型		
柱状内型		
横置台 I	I A	布袋A 布袋B 布袋C
	I B	布D
	II A a	無布
横置台 II	II A b	

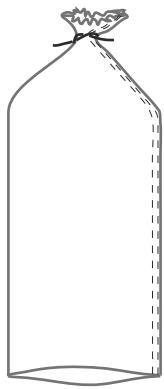


写真1 布目压痕A

※布袋A～Cは表裏を反転して内型I Aにかぶせる

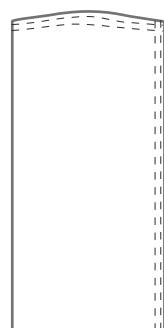
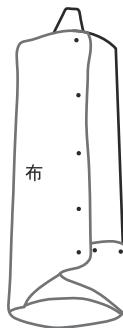
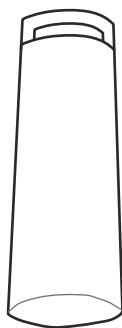
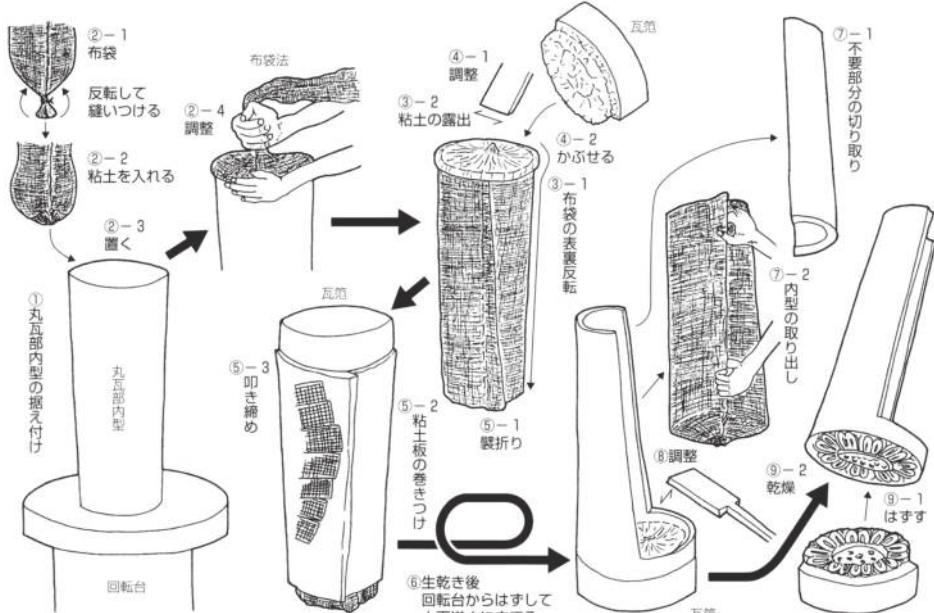


図4 縦置き型一本作り軒丸瓦製作技法の内型と布、布袋



- ① 截頭円錐台形の丸瓦部内型（以下、内型）を倒立させて回転台に据え付ける（広端が上）
- ② 布袋に粘土を入れて内型の広端にのせ、布袋のうえから粘土を押さえるなどして調整する（布袋法）
- ③ 布袋の表裏を反転させつつ内型にかぶせ、粘土を露出させる
- ④ 粘土の上面（紋様側との接合面）を板状工具等で平坦に整え、粘土を薄く詰め込んだBタイプの瓦筋をかぶせる
- ⑤ 布袋を製折りするなどして内型に密着させ、丸瓦部の粘土板を巻き付けて叩き締める
- ⑥ 生乾きに近くなるまで乾燥させた後、回転台からはずして瓦筋を下にして立てる（このとき内型は正立）
- ⑦ 丸瓦部の縦約半分の不要部分を切り取り、内型をやや吊り上げながら、側縁方向から取り出す
- ⑧ 瓦当裏面や丸瓦部側面などの切除箇所を調整する（切除後の凸部を叩き締める個体が多い）
- ⑨ 瓦筋をはずして、さらに乾燥させる

図5 南滋賀廃寺系列の縦置き型一本作り軒丸瓦製作技法の復元

写真2 布目压痕B



写真3 桶状内型
無布

もわからない（高井2004、P340）。両者間には年代差があり、瓦当紋様も異なる。また、瓦当裏面の布目圧痕も甲斐に至った前者はCに限られるが、後者については上野上植木廃寺での初現をはじめとしてAが目立つからである。

ここでは近江の縦置型一本作りの視点からみると、これらの東国の縦置型一本作りがどのように映るのかについて覚え書きを記しておきたい。

(2) 「一条のすき間」の不明瞭化 寿楽寺廃寺軒丸瓦Iの系列下にあるこの一群の軒丸瓦は「一条のすき間」を作らず当該箇所（瓦当部と丸瓦部との接点付近）をナデ調整する方向で変容を遂げたと考えられる。上述の如く、寿楽寺廃寺の軒丸瓦Iには南滋賀廃寺系列の川原寺式軒丸瓦と同じように明瞭な「一条のすき間」がある。明科廃寺軒丸瓦第一型式第2類の一部には瓦当部側の粘土接合がはがれた箇所に独特の曲面が認められる個体がある。これは「一条のすき間」の存在を示すとみられる。しかし全体としては、明瞭ではない。

明瞭ではない理由は、当該箇所（瓦当部と丸瓦部との接点付近）をナデ調整するためである（明科町2000、P31第18図1、2、P64右上写真）。寿楽寺廃寺軒丸瓦II⁽⁸⁾と天狗沢瓦窯跡軒丸瓦a2とb⁽⁹⁾も当該箇所をナデ調整（敷島町1990、P36、P31第14図1～4、P34第16図11、図版8の16-11、図版9の17-13）するため「一条のすき間」がないように見える。そして布を使わない天狗沢瓦窯跡軒丸瓦a1（無布）には確実に「一条のすき間」がない。

近江でも園城寺前身寺院跡の複弁蓮華紋軒丸瓦は唯一布を用いないので「一条のすき間」もない（写真3）。そして当該箇所に目地を詰めるように別粘土をすりつける（写真3下）。こうしたナデ調整は、「一条のすき間」が明瞭な他の南滋賀廃寺系列の川原寺式軒丸瓦にはみられない。「一条のすき間」に対する意識と当該箇所をナデ調整する意識は関連づけられる可能性がある。つまり「一条のすき間」の存在によって瓦当部と丸瓦部とがはずれて破損する事が多い⁽¹⁰⁾。このことを避けようとする意識が「一条のすき間」を作らないという意識として、また瓦当部と丸瓦部との接点付近を丁寧にナデ調整するという意識としてあらわれたと考えられる。

(3) 「一条のすき間」がない縦置型一本作り 布を使わない縦置型一本作りには「一条のすき間」がない。布を使わないから、図5に示した製作工程②の布袋法ができないためである（北村2004b、P30）。したがって瓦当裏面に布目圧痕があっても「一条のすき間」がない場合は、布を使っていても布袋法をおこなっていないと考えられる。つまり、製作工程の途中で布袋を表裏反転させて内型にかぶせるのではなく、はじめから布と内型が一体化しているということであろう。あらかじめ内型を布袋A～C内に入れて綴じたか、内型に一枚物の布Dを固定したと考えられる。後者（布目圧痕D）の事例として、高井佳弘氏が紹介した上野国

分寺軒丸瓦B101があげられる（高井2004、P149～153）。前者の事例としても東国でみられる「一条のすき間」がない有布の縦置型一本作り軒丸瓦をあげてよいだろう。

(4) 取っ手付きの内型 天狗沢瓦窯跡の軒丸瓦a1は布を使わないから、瓦当裏面に杵状内型痕が明瞭にのこる。しかも、内型の傷痕等はいつも瓦当裏面の同じ位置に繰り返しあらわれる（敷島町1990、P31第14図2～4）。この軒丸瓦が縦置型一本作りとすると、内型はその位置が一定する構造、つまり狭端側の木口に横位の取っ手がつくような構造であったと考えられる（第4図の内型IB）。上述の上野国分寺軒丸瓦B101も布シワが繰り返し同じ位置に現れるので、この軒丸瓦が縦置型一本作りとすると、一枚物の布Dを固定した内型は取っ手付きの内型IBであったと考えられる。

(5) 縦置型一本作りの横置台 天狗沢瓦窯跡の軒丸瓦a1は瓦当面の上半部、つまり丸瓦部がつく部分だけ周縁部の幅がひろい（図2左中）。そして丸瓦部となる粘土を内型に「完全には巻き付けなかった可能性がある」と指摘されている（敷島町1990、P36）。このことからは縦置型一本作りの工程中に、一時的にせよ内型を台（図2右中の横置台I）上に置いた可能性を想定できるだろう。

同様に内型を横置台上に置いた可能性を示すこととして、東国で縦置型一本作りとされる軒丸瓦にはしばしば瓦当部の上下に厚薄差が認められることである。多くは内型の上部が当たる箇所の瓦当部厚が薄く、内型の下部が当たる箇所の瓦当部厚が厚いが（図2中の天狗沢瓦窯跡軒丸瓦b、図2右下の三仏寺廃寺軒丸瓦III）、上部が厚く下部が薄い場合もある。こうした現象は近江の縦置型一本作りには見られない。いずれにせよ瓦当部の上下にこうした厚薄差が生じる理由は、厚みや角度を決める目印がない状態、つまり一般的な横置型一本作り成型台にみられるような瓦当下半部の型がない状態で（図2右の横置台I、II）、やや上からか下からか、要するに斜め横方向から瓦当範を押しつけた場合にあらわれると考えられる。

(6) 横置型一本作りの可能性 縦置型一本作りの工程中、一時的に内型を横置台上に置くとき、横置台は内型Iの形状に合わせた横置台Iが用意される（横置台I—内型IA、B）。それに対して、内型の傷痕や布シワ等が瓦当裏面の同じ位置に繰り返しあらわれる場合は、内型と横置台との関係が固定的である。その場合、内型には横置台I、IIの形状に合わせて、それと組み合うための加工が施されていると推定できるから（内型II A a、b）、内型だけを単独で使う工程は想定しにくい。そして、その内型IIは取りはずしを前提としないから、取っ手はないと考えられる（横置台I—内型II A a、横置台II—内型II A b）。こうした内型と横置台、布袋等の関係は表1の如くまとめられる。

つまり、はじめから内型を横置台に固定すると、それは横置型一本作り軒丸瓦の成型台とかわらない。同じ

である。前田清彦氏が三河国分寺軒丸瓦M II A（図2中下）から復元した図2右下の成形台復元案A（前田1995、P51第1図左下）とほぼ同じようでありながら⁽¹¹⁾、それに瓦当下半部の型を欠く形状の横置型一本作り成型台（横置台I—内型II A a、横置台II—内型II A b）を想定できる。

ただし、このことによって、縦置型一本作りが横置型一本作りへと直線的に技術的変容を遂げたと主張するわけではない。一見すると縦置型一本作りに見える軒丸瓦のなかには、実はこうした横置型一本作り軒丸瓦が含まれているかもしれないという指摘である。たとえば上野国分寺軒丸瓦B201 b（図2中）である。縦置型一本作りとされるが、瓦当部の上部の厚みが厚く、下部の厚みが薄い。瓦当部の上下に厚薄差があることは、目印（瓦当下半部の型）なしに斜め横方向から瓦当範を押しつけた可能性を示すことは上述のとおりである。しかも、軒丸瓦B201には先行するB201aがあり、それが横置型一本作りであることを考慮すると⁽¹²⁾、実は軒丸瓦B201bは横置型一本作りなのかもしれないということである。

6. おわりに

本稿では、軒丸瓦の瓦当紋様の系譜と製作技法の系譜とをあわせて追究することで、河内から尾張を経て飛騨へ、河内から飛騨へ、山背から近江へ、あるいは近江から飛騨へ、そして飛騨をターミナルとして近江を経て山背へ、さらに信濃、甲斐へという、7世紀第4四半期を中心とした地域間交流をあとづけることができた。飛騨国は東山道と東海道における甲斐国と同じく、東山道と北陸道との結節国としての役割を果たしたことから（平川2014、P97～98）、瓦が示すような地域間交流によってさまざまな文化や技術の集積があったと考えられる。

古代瓦の研究からこうした事実が明らかになったとき、そこに賦役令斐陀国条が成立した歴史的背景を読むことができると考えられる（八賀2001、石川2010）。すなわち同条には「凡斐陀国、庸調俱免、每里点匠丁十人、每四丁給廐丁一人、一年一替」とある。飛騨国の人々は庸調が免じられる代わりに里（のち郷）ごとに匠丁十人を一年交替で貢進することになっていた。『和名類聚抄』によると飛騨国には13郷があったから毎年、匠丁130人が都へ赴いて造宮省や木工寮に配属されて働き、また飛騨国へと戻っていたことになる⁽¹³⁾。

賦役令斐陀国条は大宝元年（701）の大宝令制定時には成立していたとされる。その目的は藤原宮都の造営にかかる（石川2010）。律令国家は唐令に祖形がない同条を賦役令の最後に付し、飛騨一国を特定して匠丁の定期貢進を命じることで、宮都造営にかかる木工技術者の安定確保を果たそうとした。そして、飛騨国の人々にはそれに応じるだけの充分な力があった。そうであるからこそ、飛騨国は律令制下において「貢匠丁の国」という特殊な位置づけを与

えられたと考えられる。そして、飛騨国がその力を生み出した背景には、本稿で明らかにしたような7世紀第4四半期を中心とした地域間交流によるさまざまな文化や技術の集積があったと考えられる。

【謝辞】

瓦屋寺所蔵軒丸瓦をはじめ、本稿で扱った古代瓦の調査は平成16年（2004）を中心に実施した。その後、まだまだ補足調査を実施したいと考えていた。しかし、時間が経つにつれ、だんだんと関心が他に移り（とくに中世後期の京極氏・浅井氏の権力構造）、成稿できずに随分な時間が経ってしまった。

このたび、奈良文化財研究所の古代瓦研究会『第19回シンポジウム』（平成31年2月開催）において「近畿東部の一本づくり・一枚づくり」と題して発表することとなったので、その前半部分（縦置型一本作り軒丸瓦）の基礎となる論文として、本稿をまとめてみた。趣旨は15年前に考えていたこととほとんどかわらない。しかし、とくに県外では、まだ知らないうちに調査や研究が進んで新資料や新知見が増えているかもしれないという危惧がある。

平成16年以来の資料の実見にあたって、瓦屋禅寺様、大谷巖様をはじめ、多くの皆様のお世話になりました。随分な時間が経っていましたが、平成の終わらないうちに、なんとかまとめることができました。ありがとうございました。

註

- (1) 現境内地では庫裏の建て替え時などに中世瓦等が出土したという（東近江市2017）。
- (2) 平成16年（2004）11月20日に瓦屋寺町在住の大谷巖氏から現地でご教示いただいた。
- (3) 瓦屋寺所蔵軒丸瓦は上述の『近江神崎郡志稿』に拓本の掲載があるほか（大橋1928、P226）、『昭和49年度滋賀県文化財調査年報』に拓本（滋賀県1976、P81図5）、『78秋季特別展図録 近江の古瓦』に写真の掲載がある（滋賀県立近江風土記の丘資料館1978、P32右上写真）。また、西田弘氏による報告（西田1983、P6写真7、西田1989、P81写真3）と辻本和美氏による論考での拓本の提示がある（辻本2001、P283第4図3）。
- (4) なお、平成30年11月14日～12月23日に開催された東近江市能登川博物館・埋蔵文化財センター・帝塚山大学付属博物館共同展示『東近江の古代寺院とその源流—東アジアからの道—』で実物の展示があった。
- (5) 千僧供廐寺軒丸瓦は上述の『滋賀県史蹟調査報告第6冊』（柏倉1934、図版第11の3）、『滋賀県史蹟名勝天然記念物概要』（滋賀県1936、図版第43写真2）、『近江八幡の古文化』（近江八幡市1974、P27～28）、『78秋季特別展図録 近江の古瓦』（滋賀県立近江風土記の丘資料館1978、P12左下写真）に写真掲載がある。また西田弘氏による報告（西田1983、P6写真10、西田1989、P432～435、P81写真2、図版156写真2）と辻本和美氏による論考での拓本の提示（辻本2001、P283第4図2）がある。
- (6) 布の破損箇所の痕跡や布のシワが繰り返し同じ位置に現れる、あるいは内型に布を固定した鉢等の痕跡があることなどが想定される。
- (7) 日本国内に系譜を求めるがたいことから、林博通氏は高句麗との

関係を指摘している（林1999）。

(7)『明科町史上巻』(三好1984)、『明科町の埋蔵文化財第7集』(明科町2000)は明科廃寺軒丸瓦第一型式を三類にわける(以下、明科町第一型式第1~3類)。3類とも同紋だが、とくに第1類と第2類はよく似ている。最もわかりやすい特徴はT字状間弁の傘状部分(花弁と周縁の間の三角形部分)の凹凸にある。第1類はそこがくぼみ(凹)、第2類はふくらむ(凸)。しかし、拓本の比較では見分けにくいため、混乱が生じている。

山路氏は三好1984が掲げる1類(P347第60図1)をIaとし、これの同範として明科町2000が掲げる2類(第18図1)を示す(山路2013、P258図2中段上)。また、三好1984が掲げる1類の別個体(P347第60図2)を2類としIbとして示す(山路2013、P258図2中段下)。そして明科町第一型式第1類が山路氏Ia、明科町第一型式第2類が山路氏Ibにあたるとしたうえで、明科町第一型式第1類(山路氏Ia)と『岐阜県文化財保護センター調査報告書47』(岐阜県2002)がいう寿楽寺軒丸瓦Iが同範であると説明する(山路2013、P261)。

寿楽寺廃寺には、明科町第一型式に対応する軒丸瓦が2型式ある。岐阜県2002はこれを軒丸瓦IとIIとする。両者の最もわかりやすい特徴は前者の中房の蓮子が「1+4」、後者のそれは「1+8」である。山路氏は寿楽寺廃寺軒丸瓦II(岐阜県2002、P717第85図717)を示してIaとし、寿楽寺軒丸瓦I(岐阜県2002、P717第85図713)を示してIbとするので(山路2013、P258図2中段下)、図中ではともかく本文中では寿楽寺軒丸瓦IとIIを取り違えている(山路2013、P261)。

(8)縦置型一本作り軒丸瓦における同様のナデは寿楽寺廃寺III~IV(岐阜県2002、図版27の718、719)や三仏寺廃寺III(三好2018、P73、P87の右上写真)にも認められる。

(9)発掘調査担当者はこれを「瓦当範上で丸瓦部の製作を行った、証拠」とする(敷島町1990、P36)

(10)林博通氏は「一条のすきま」について「榎木原瓦窯でみられる軒丸瓦の破損の大部分がこのすき間に起因」と述べている(林1975、P3)。

(11)下総国分寺軒丸瓦1105bについても、こうした成型台を使った横置型一本作りの可能性があるという(梶原2010、P194)。

(12)軒丸瓦B201は上野鹿ノ川瓦窯跡において、当該地域では新技法となる横置型一本作り(軒丸瓦B201a)によってはじまったが、最終段階で伝統的な縦置型一本作り(B201b、c)にもどったとされる(高井2004)。

(13)『和名類從抄』によると、飛騨国には益田郡2郷、大野郡4郷、荒城郡7郷があった。貞觀12年(870)の益田郡分立以前の飛騨国は北部の荒城郡と南部の大野郡の2郡であった。郡は郷を割いて分立するので、郷数は同じ13郷であつただろう。すなわち賦役令斐陀国条によると四丁ごとに廐丁一人なので130人の内訳は匠丁104人、廐丁26人ということになる。事実としても、正倉院文書によると、天平17年(745)10月の造宮省、木工寮に配属された飛騨からの匠丁は105人であったという(石川2010、P260)。

挿図典拠

図1 野中寺021(羽曳野市1996、P37の56、58)、尾張元興寺VI(梶山1997、P554第1図1)、寿楽寺I、II、V(岐阜県2002、P174第84図712、P175第85図717、P177第87図723、梶山1997、P554第

1図4)、西琳寺(藤井寺市1987、P86第84図2)、石橋廃寺(國府町2005、P17第12図1)、衣川廃寺NM01、NM02(大津市2000、図版75の1、5)、南滋賀廃寺(滋賀県1975、図版66の105)、平川廃寺(城陽市1975、表紙図、城陽市2004、P10第5図18)、瓦屋寺(滋賀県1976、P81図5)、千僧供廃寺(西田1989b、P434、図2の1)断面図は北村が再トレース

図2 明科廃寺第一型式第1類(三好1984、P347第60図1)、明科廃寺第一型式第2類(明科町2000、P31第18図1)、天狗沢瓦窯跡a1、b(敷島町1990、P33第16図10、P34第17図13)、三仏寺廃寺III(高山市2003、P51挿図53の8)、上野国分寺B201b(高井2004、P345図11の2)、三河国分寺MIIA・成形台復元案A(前田1995、P59の9、P51第1図)、寿楽寺廃寺平瓦、丸瓦(岐阜県2002、P187第97図762、P192第102図783、784、P183第93図743)

図3~5、表1 北村作成

写真1~3 北村撮影(1~2長尾瓦窯跡出土軒丸瓦、滋賀県教育委員会蔵、3園城寺前身寺院跡出土軒丸瓦、園城寺蔵)

文献(著者名・機関名50音順、刊行年順)

- 足利健亮(1983)「蒲生野と周辺郷の配置」『八日市市史 第1巻』八日市市役所
 石川千恵子(2010)「賦役令『斐陀国条』の考察—古代『飛驒匠』の実像」『律令制国家と古代宮都の形成』勉誠出版
 上原真人(1996)『日本の美術359蓮華紋』至文堂
 上原真人(1997)『歴史発掘⑪瓦を読む』講談社
 宇野健一(1976)『新註近江輿地志略全』弘文堂書店
 大桑齊・竹貫元勝(1986)「寺々の経済」『八日市市史 第3巻近世』八日市市役所
 大橋金造(1928)『近江神崎郡志稿 下巻』神崎郡教育会
 小笠原好彦(2007)「宮井廃寺の性格と造営氏族」『淡海文化財論叢 第二輯』同刊行会
 柏倉亮吉(1934)「蒲生郡 曼荼羅堂跡」『滋賀県史蹟調査報告第6冊』滋賀県
 梶山勝(1997)「尾張元興寺跡出土の忍冬蓮華紋軒丸瓦をめぐって」『堅田直先生古希記念論文集』同刊行会
 梶原義実(2010)「横置型一本作り軒丸瓦の諸技法とその年代」『国分寺瓦の研究』名古屋大学出版会
 角山幸洋(1968)『日本染織発達史』田畠書店
 北村圭弘(2004a)「近江・南滋賀廃寺系列の川原寺式軒丸瓦」『紀要第12号』滋賀県立安土城考古博物館
 北村圭弘(2004b)「縦置型一本作り軒丸瓦製作技法とその地域的変容」『金沢大学考古学紀要第27号』同大学文学部考古学講座
 北村圭弘(2005)「大谷コレクションの瓦(前編、後編)」『滋賀文化財だよりNo296、297』財團法人滋賀県文化財保護協会
 北村圭弘(2019)「近畿東部の一本作り・一枚作り」『第18回シンポジウム8世紀の瓦づくりⅦ 発表要旨』奈良文化財研究所
 櫛原功一(1990)「第6章第2節瓦」『天狗沢瓦窯跡発掘調査報告書』山梨県敷島町教育委員会
 斎藤孝正(1990)「第5章第3節 出土須恵器の編年的位置付け」『天狗沢瓦窯跡発掘調査報告書』山梨県敷島町教育委員会
 杉本一樹(2018)「正倉院の織維製品と調庸関係銘文—松嶋順正『正倉院宝物銘文集成』第三編補訂 前編」『正倉院紀要第40号』正倉院事務所

軒丸瓦の瓦当紋様と製作技法の伝播（北村圭弘）

- 鈴木久男（1990）「一本造り軒丸瓦の再検討」『畿内と東国の瓦』京都国立博物館
- 高井佳弘（2002）「資料紹介一本造り軒丸瓦における布と模骨」『研究紀要20』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 高井佳弘（2004）「上野国における一本造り軒丸瓦の導入と展開」『研究紀要22』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 辻本和美（2001）「黄文の寺と瓦」『京都府埋蔵文化財論集第4集』財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター
- 中野楚溪（1937）『瓦屋寺誌』瓦屋寺文庫
- 難波田徹（1974）『京都国立博物館蔵古瓦図録』京都国立博物館
- 西田弘（1983）「近江の古瓦IV 湖東南半部」『文化財教室シリーズ64』財団法人滋賀県文化財保護協会
- 西田弘（1989a）「近江古代寺院の古瓦紋様」『近江の古代寺院』同刊行会
- 西田弘（1989b）「千僧供廃寺」『近江の古代寺院』同刊行会
- 八賀晋（2001）「『飛驒国伽藍について』」『東海の古代① 美濃・飛騨の古墳とその社会』同成社
- 林博通（1975a）「いわゆる一本造りあぶみ瓦について」『史想第17号』京都教育大学考古学研究会
- 林博通（1975b）「軒丸瓦製作技法」『榎木原遺跡発掘調査報告書』滋賀県教育委員会
- 林博通（1999）「南滋賀廃寺式軒丸瓦製作技法」『瓦衣千年』森郁夫先生還暦記念論文集刊行会
- 昼間孝志（2018）「関東地方西部の一本づくり・一枚づくり」『第1回シンポジウム 8世紀の瓦づくりⅦ 発表要旨』奈良文化財研究所
- 平川南（2014）「七道の結節国—甲斐・飛騨・美作」『律令国郡里制の実像（上）』吉川弘文館
- 平川南（2014）「東山道の呼称—奈良県西大寺旧境内出土木簡」『律令国郡里制の実像（上）』吉川弘文館
- 平凡社地方資料センター（1991）『日本歴史地名大系25滋賀県』平凡社
- 前田清彦（1995）「三河国分寺系軒丸瓦をめぐって—成形台一本造り軒丸瓦の変遷とその系譜」『三河考古』三河考古談話会
- 丸山竜平（1983）「市域内の白鳳寺院」『八日市市史 第1巻古代』八日市市役所
- 丸山竜平・大谷巖（1979）「八日市市瓦屋寺所在瓦陶兼業窯址群について」『滋賀文化財だよりNo.25』財団法人滋賀県文化財保護協会
- 三好清超（2018）「中部地方の一本づくり・一枚づくり」『第18回シンポジウム 8世紀の瓦づくりⅦ 発表要旨』奈良文化財研究所
- 三好博喜（1984）「第1章第6節2 奈良・平安時代の明科」『明科町史 上巻』同刊行会
- 山路直充（2004）「甲斐における瓦葺き寺院の出現—天狗沢窯出土鎧瓦の粗型をおって—」『開発と神仏とのかかわり』帝京大学山梨文化財研究所古代考古学フォーラム実行委員会
- 山路直充（2013）「山国の寺—情報伝播からみた山国の交通—」『古代山国の交通と社会』八木書店
- 山路直充（2018）「関東地方東部の一本づくり・一枚づくり」『第18回シンポジウム 8世紀の瓦づくりⅦ 発表要旨』奈良文化財研究所
- 滋賀県史蹟名勝天然記念物調査会（1936）『滋賀県史蹟名勝天然記念物概要』滋賀県
- 滋賀県教育委員会（1975）『榎木原遺跡発掘調査報告書』
- 滋賀県教育委員会（1976）『昭和49年度滋賀県文化財調査年報』
- 滋賀県教育委員会（1981）『榎木原遺跡発掘調査報告書Ⅲ』
- 滋賀県立近江風土記の丘資料館（1978）『78秋季特別展図録 近江の古瓦』
- 大津市教育委員会（2000）『大津市埋蔵文化財調査報告30』
- 八日市市史編纂室（1985）『資料集I 八日市市の彫刻と絵画』八日市市教育委員会
- 八日市市史編纂室（1986）『資料集II 八日市市の地名と景観』八日市市教育委員会
- 東近江市教育委員会・滋賀大学考古学ゼミナール（2014）『東近江市埋蔵文化財調査報告書24』
- 東近江市教育委員会（2017）『東近江市の遺跡シリーズ21 箕作山東麓の遺跡』
- 東近江市能登川博物館・埋蔵文化財センター・帝塚山大学付属博物館（2018）『東近江の古代寺院とその源流』
- 近江八幡市（1974）『近江八幡の古文化』
- 羽曳野市遺跡調査会（1996）『野々上Ⅱ—野中寺古瓦譜—』
- 羽曳野市教育委員会（1986）『羽曳野市埋蔵文化財調査報告13』
- 藤井寺市教育委員会（1987）『藤井寺市及びその周辺の古代寺院（下）』
- 城陽市教育委員会（1975）『城陽市埋蔵文化財調査報告第3集』
- 城陽市教育委員会（2004）『城陽市埋蔵文化財調査報告第47集』
- 名古屋市教育委員会（1994）『尾張元興寺跡発掘調査報告』
- 財団法人岐阜県文化財保護センター（2002）『岐阜県文化財保護センター調査報告書47』
- 高山市教育委員会（2003）『三仏寺廃寺発掘調査報告書』
- 国府町教育委員会（2005）『石橋廃寺調査報告書』
- 国府町史刊行委員会（2007）『国府町史 考古・指定文化財編』
- 明科町教育委員会（2000）『明科町の埋蔵文化財第7集』
- 山梨県敷島町教育委員会（1990）『天狗沢瓦窯跡発掘調査報告書』

（きたむら よしひろ：調査課長）

平成31年（2019）3月31日

紀要 第32号

編集・発行：公益財団法人滋賀県文化財保護協会

520-2122 滋賀県大津市瀬田南大萱町1732-2

(TEL)077-548-9780／(FAX)077-543-1525

e-mail : mail@shiga-bunkazai.jp

<http://www.shiga-bunkazai.jp/>

印刷・製本：(株) 印刷 同朋舎